

SOS ニュース

< 職場のトラブルとメンタルヘルス >

「メンタルヘルス検診、拒むと？」

労働契約法は、企業は社員の安全に配慮する義務を負うと定めてい
る。社員のプライバシーに十分配慮しながら、医師の診断や治療を受
けさせなければならない。社員も自分の健康を保つよう務める義務が
ある。こうした関係から、企業が健康を管理するためにメンタルヘル
ス検査を受けるように指示すれば、社員は拒めないと一般に考えられ
ている。政府もメンタルヘルス対策を強化するため、検診を法律で明
確に義務付ける方針だ。今回の衆院解散で廃案となつたが、労働安全
衛生法改正案では医師や保健師による社員のメンタルチェックの実
施を企業に義務付け、社員も検査を受けなければならぬとする内容
を盛り込んでいた。但し、厚生労働省によると、企業が検査を実施し
なかつたり、社員が受診を拒んだりしても罰則はない。法改正で検査
がどの程度機能するか不透明な面もあるが、方向性としては、働く人
の心の健康を守る為に、罰則はないが義務化に向けた動きが進みつつ
ある。

※ 参考：H24.11.19 日本経済新聞より